

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション  
「医療法人善恵会デイケアセンターふくろう」利用のご案内  
(重要事項説明書 ご契約前にご説明いたします。)

## 1 事業所の概要について

- |             |  |
|-------------|--|
| ① 事業所名      | デイケアセンターふくろう   |
| ② 所在地       | 愛知県豊橋市八町通三丁目119番地  |
| ③ 事業所番号     | 第2372002341号   |
| ④ 指定年月日     | 平成18年3月1日  |
| ⑤ 管理者       | 長屋 孝美  |
| ⑥ 連絡先(電話番号) | 0532-56-0130   |
| (ファックス番号)   | 0532-56-3255   |
| ⑦ サービス営業時間  | 月曜日から土曜日の午前8時30分から午後5時30分まで<br>ただし、12月31日から1月3日を除きます。  |
| ⑧ サービス提供時間  | 【長時間デイケア】<br>・月曜日から土曜日の午前9時から午後4時10分まで<br>【短時間デイケア】<br>・月曜日から金曜日の午前9時から午前10時30分まで<br>・月曜日から金曜日の午前10時45分から午後0時15分まで<br>・月曜日から金曜日の午後3時00分から午後4時30分まで |
| ⑨ サービス提供地域  | 豊橋市全域(一部地域は要相談)  |
| ⑩ 定員        | 【長時間デイケア】18名<br>【短時間デイケア】10名   |

## 2 サービスの内容について

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画(※)に基づきサービスをご提供いたします。

サービスのご提供は、ご利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう計画的に行います。

- ① 日常生活上の援助
- ② 健康状態の確認
- ③ 機能訓練サービス(個別・集団リハビリテーション)の提供
- ④ 入浴サービスの提供(短時間デイケアは除く)
- ⑤ 食事サービスの提供(短時間デイケアは除く)
- ⑥ 送迎サービスの提供(短時間デイケアは除く)
- ⑦ その他通所リハビリテーション業務

(※) 退院後に利用される場合、入院中の医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書の情報提供を入手し、内容を把握した上で通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画を作成します

### 3 従事者体制について

- ① 管理者： 1名（常勤兼務、医師と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 従業者

【1単位目】

理学療法士：1名以上、作業療法士：1名以上、言語聴覚士：1名以上

介護職員：1名以上

【2・3・4単位目】

理学療法士：1名以上

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

### 4 利用料について

- ① 別紙のとおりとする。

- ② 利用者負担金は、原則として介護保険の給付対象となる項目については利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、給付対象外の項目については全額自己負担となります。なお、この金額は関係法令に基づいて定められており、サービス提供期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。

### 5 相談・苦情の窓口について

利用されているサービス等に関して、ご相談・苦情がある場合は、お気軽にお申し出ください。

- ① デイケアセンターふくろう相談・苦情の窓口

相談・苦情担当者	川嶋 一葉
電話番号	0532-56-0130
ファックス番号	0532-56-3255

- ① 行政機関その他苦情受付機関

(東三河広域連合の窓口)

東三河広域連合介護保険課

電話番号	0532-26-8471
------	--------------

(公的団体の窓口)

愛知県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談受付窓口

電話番号	052-971-4165
------	--------------

### 6 事故発生時の対応について

事故発生の際は迅速に必要な措置を講じ、ご家族及び居宅支援事業者、並びに東三河広域連合介護保険課に連絡をとり、事故の原因を解明し再発防止の対策を講じます。

なお、サービスの提供にあたり事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を賠償いたします。

## 7 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

## 8 個人情報の使用と公開について

ご利用者及び、そのご家族に関する個人情報については、生命・身体に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて第三者に漏らすことはありません。

また、従業者が業務上知り得た個人情報は、従業者でなくなった後においても第三者に漏らすことはありません。

ただし、サービス担当者会議等において、必要な情報については一定の条件の下でご利用させていただくことがあります。

## 9 身体の拘束等について

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れのある緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

この場合には、様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することとします。

## 10 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ② 苦情解決体制を整備しています。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ④ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

## 11 ハラスメントの防止対策

- ① 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ② 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。
- ③ ハラスメントとは、職員が脅威、不快と感じればハラスメントに該当する可能性があるものとなります。

## 12 心身の状況の把握

指定訪問リハビリテーションの提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとしします。

### 1.3 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問リハビリテーションの提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問リハビリテーション計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

### 1.4 サービス提供の記録

- ① 指定訪問リハビリテーションの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問リハビリテーションの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを終了した日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

### 1.5 衛生管理等

- ① 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

### 1.6 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため業務継続計画に必要な措置を講ずるよう努めます。

非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 1.7 感染症予防及び蔓延防止のための措置

当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講ずるよう努めます。

- ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します。

## 1 8 施設の利用に当たっての留意事項

当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとします。

- ・喫煙について、全館禁煙とします。
- ・火気の取扱いについて、ライター・マッチ等は持ち込み禁止とします。
- ・設備・備品の利用は、本来の用法に従って利用すること。これに反した利用による破損等の際、利用者に弁償義務が生じる場合があります。
- ・所持品・備品等の持ち込みについて、管理は利用者の責務とします。
- ・金銭・貴重品の管理について、多額の金銭や高額な貴金属は持ち込み禁止とします。  
その他は原則として利用者管理とし、施設での管理は行いません。
- ・差し入れについて、食べ物・飲み物何れも原則として禁止です。

令和 年 月 日

指定通所リハビリテーションサービス及び介護予防通所リハビリテーションの提供に際し、利用者及びご家族に対し本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(事業者)

住 所 愛知県豊橋市八町通三丁目119番地  
法 人 名 医療法人善恵会  
代 表 者 理事長 長 屋 孝 美 印  
  
事 業 所 名 デイケアセンターふくろう  
説 明 者 印

私は、本書面により事業者から重要事項の説明を受けました。

(利用者)

住 所  
  
氏 名 印

(署名代行者)

住 所  
  
氏 名 印 続柄 ( )

(身元引受人)

住 所  
  
氏 名 印 続柄 ( )